

## 仕 様 書

- 1 業 務 名 行政区長タブレット端末借上げ
- 2 業 務 場 所 南相馬市復興企画部コミュニティ推進課
- 3 契 約 期 間 契約締結の日から令和12年3月31日まで
- 4 納 入 期 限 令和8年5月29日

5 業務内容

本業務の内容は、次の(1)～(4)の項目を行うものとする。

(1) タブレット端末等の納入

次の仕様を満たす新品のタブレット端末184台一式を納入すること。

項目	仕様
機種	i P a d ( A 1 6 ) ( 第 1 1 世 代 )
OS	i P a d OS
サイズ	1 1 イ ン チ
記録容量	1 2 8 G B または同等以上
カメラ	内蔵していること
スピーカー	内蔵していること
マイク	内蔵していること
通信	Wi-Fi+Cellular 対応モデル
筐体の色	指定なし。ただし、全て同色とすること
付属品	充電ケーブル (AC 電源アダプター)
	ディスプレイ保護フィルムを貼付
	本体保護ケース
管理番号等の添付	<ul style="list-style-type: none"><li>・タブレット端末と保護ケース及び包装箱に管理番号と行政区名を明記したシールまたは同等の識別表示を添付するものとする。</li><li>・表示は剥がれにくい材質を用い、端末の外観や機能に支障をきたさない形式とすること。なお、表示内容及び貼付位置については本市と協議のうえ決定するものとする。</li></ul>
利用アプリ	地域コミュニティアプリ「結ネット」(株CPU) が動作可能であること

(2) 通信サービスの付与

次の要件等を満たすデータ通信回線184回線をタブレット端末に付与し、利用可能な状態とすること。

項目	要件
通信回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>① タブレット端末で利用可能な5G及びLTE通信方式で接続できるものとし、安定的に利用できること。</li> <li>② 1台あたりの月間データ通信量は3GB以上とする。また、最低でも月間使用量が3GBまでは通信速度が制限されないこと。</li> <li>③ データ通信に係る月額利用料は、通信の時間及びデータ量に係わらず定額であること。</li> <li>④ インターネット及びメール等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。</li> <li>⑤ 回線毎使用データ量等の利用状況を管理者がブラウザ等を用いてサイト上で閲覧可能であること。</li> <li>⑥ 災害対策として、南相馬市をエリアとする携帯基地局は、停電時に対応可能な蓄電池を備え、複数局で相互にカバーできる体制を整えていること。</li> </ul>
メール機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット端末ごとに付与されたメールアカウントにより、メールを送受信することが可能であること。</li> </ul>
通話機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FaceTimeやLINEなどのアプリケーションにより通話が可能な仕様であること。</li> </ul>
インターネット接続制御サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 回線のデータ通信（セルラー）機能によるインターネット接続について、その接続先、またはその接続先が属するコンテンツカテゴリーを限定できること。</li> <li>② 管理者機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 本市の管理者は、任意のWebブラウザを用いて、インターネット接続制御サービスの管理者機能を利用することが可能であること。</li> <li>(b) 当該管理者機能を用いて行うインターネット接続制御の設定について、制御を行う回線を一括で設定することが可能であること。</li> </ul> </li> </ul>
タブレット端末管理（MDM）サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 管理者が通常使用しているパソコンをMDM管理機として管理対象端末の状態を分かりやすく表示する管理画面であること。</li> <li>② 管理画面はWebブラウザ対応であり、そのWebブラウザを用いて、タブレット端末管理サービスの管理者機能が利用可能である。</li> <li>③ ②については、利用にあたり、管理者が通常使用しているパソコンへのソフトウェアのインストール等の作業が不要であること。</li> <li>④ 当該管理者機能を用いて行う管理対象端末を一括で設定することが可能であること。</li> <li>⑤ 遠隔管理機能は、次の条件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 盗難及び紛失時に、回線に対し、管理者が行う遠隔操作により、利用中断及び利用中断の解除が可能であること。</li> <li>(b) 盗難及び紛失時に、タブレット端末に対し、管理者が行う遠隔操作により、画面のロック及び端末初期化が可能であること。</li> <li>(c) iPadOSのバージョン情報、インストール済みアプリケーション（バージョンを含む）情報が取得可能であること。</li> </ul> </li> </ul>

	<p>(d) 管理者が指定するアプリケーションについて、これを配布又はインストール不可能とすることが可能であること。</p> <p>⑥ 管理画面及び各種マニュアルは日本語対応であること。</p>
タブレット端末の補償オプション	<p>① 水濡れ、紛失等のトラブル時、速やかに発注者へ交換端末を届けること。</p> <p>② 交換端末については、原則、同一機種、同一カラー、同一容量のものとする。</p> <p>なお、在庫不足等により提供できない場合には、受注者が機種、カラー等を選定し、発注者の同意を得ること、その際には、必要なアプリケーション等も含めてインストールして納品すること。なお、再キitting及び付属品の破損等に係る費用は協議の上、別途請求できるものとする。</p> <p>③ 水濡れ、全損、紛失、盗難、破損、故障を補償範囲とすること。</p> <p>④ タブレット端末の紛失や盗難時に、管理者又は利用者からの連絡に対応すること。</p> <p>なお、受付対応時間は概ね9時から17時までとし、365日の対応体制を確保すること。</p>

(3) タブレット端末の初期設定（キitting）等

以下に示す全ての作業を実施したうえで、タブレット端末機等を納入すること。

① 運用設計

本市の担当職員と打合せを行い、タブレット端末、および回線の運用基準を設計すること。

② 初期設定（キitting）

上記①の運用基準等に基づく初期設定仕様を作成のうえ、これに従いタブレット端末、および回線等の初期設定を実施すること。

初期設定には、(株)CPUが提供する地域コミュニティアプリ「結ネット」（運営：(株)CPU）のインストールと設定、および市が指定するアプリケーション等のインストールと設定、ホーム画面の設定、ブックマーク登録及び端末機能の設定等を含むものとする。

(4) マニュアルの作成

① 利用者マニュアル

記載に従った操作をすれば、支障なく簡単に関係サービスを利用できること。

② 管理者マニュアル

関係サービスについて、利用アカウント及びその権限の管理に必要な作業手順その他必要な事項を記載すること。

6 操作説明会

この契約する日の属する年度において、タブレット端末機の操作方法等について講師を派遣等し、市内の地区ごとの行政区長に対し操作説明会（12回）を実施すること。この際、「結ネット」の運営事業者と調整し、コミュニティアプリ「結ネット」の操作説明会を併せて実施すること。

開催時期は、本市と協議の上、本市が指定した日時及び会場で実施すること。

また、操作説明会後の問合せ等にも適宜対応すること。

なお、操作説明会の実施に係る費用は協議の上、別途請求できるものとする。

## 7 納品期限

令和8年5月29日

ただし、機器の製造状況等により期限内の納品が困難となる場合は、納入期限を延長し、納品期限、初期設定期間、賃貸借期間については本市と協議の上、決定するものとする。

## 8 納品場所

南相馬市復興企画部コミュニティ推進課

## 9 請求及び支払い方法

請求及び支払い方法について、以下の条件を満たすこと。

- (1) 支払いは、月払いとする。初期設定（キッティング）及び付属品等初期費用は1回目に支払うものとする。また、毎月末までの賃借料等については、適正な請求があった日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 請求は、すべてのタブレット端末に係る賃借料等を一括請求する。

## 10 契約の更新

- (1) 次年度以降の契約は、各年度の予算成立を条件として、前年度の条件を継続することを原則に改めて締結する。
- (2) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る本市の歳入歳出予算において減額又は削除があった際は契約を解除・変更できる条項を含めるものとする。

## 11 入札金額

入札書に記載する金額は、総額とすること。（消費税抜き）

## 12 賃貸借満了時の取り扱い

- (1) タブレット端末の賃貸借期間満了後は、受注者へ返却するものとする。
- (2) 返却時の機器回収は受注者が行うこと。
- (3) 受注者は、タブレット端末内のデータを消去し、データ消去が確認できる報告書を提出すること。
- (4) 機器回収及びデータ消去に係る一切の費用は、受注者が負担すること。

## 13 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

## 14 その他

- (1) 本業務において初期設定費用、契約事務手数料、ユニバーサル料金等、必要と認められる費用についても、この賃借料に含めるものとする。
- (2) 本業務の履行に当たっては、電波法及びこれに基づく政令並びに省令等の関係法令を遵守すること。
- (3) 本業務の全部を一括して第三者及び代理店等に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を、第三者及び代理店等に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって、本市へ申請・承認を得ること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、両者協議のうえ決定するものとする